

茨城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		9.9E-4	5.9E-1	7.9E+1	79.8
64	エトフェンプロックス	3.5E+1	2.9E+1	8.9E+0	3.7E+1	109.8
117	テブコナゾール				6.4E+0	6.4
139	トラロメトリン			1.6E+1	3.2E+0	19.3
140	フェンプロパトリン			5.5E+0		5.5
153	テトラメトリン	3.1E+2	4.8E+0	2.9E+2	1.8E-1	598.8
181	ジクロロベンゼン	5.8E+2	4.0E+2			979.4
225	トリクロルホン		8.5E+0			8.5
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		2.4E+2	4.6E+0	1.5E-1	245.0
252	フェンチオン	7.3E+0	1.2E+2			130.3
256	デカン酸				7.1E+0	7.1
350	ベルメトリン	2.1E+1	6.7E+1	2.1E+1	1.1E+2	216.7
405	ほう素化合物		8.2E-1	2.6E+1	4.5E+0	31.2
427	カルバリル			2.1E+2		214.3
428	フェノプカルブ			1.6E+2	2.9E+2	448.7
457	ジクロールボス	1.4E+2	1.1E+3			1,254.5
合 計		1.1E+3	2.0E+3	7.4E+2	5.4E+2	4356.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等